

指定管理者の候補者の選定結果について

1 対象施設

県民福祉プラザ（青森市中央三丁目20番30号）

2 指定管理者の候補者名

社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団（青森市中央三丁目20番30号）

3 選定理由

県民福祉プラザ等指定管理者審査委員会の審査の結果、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団が指定管理者として適当であると評価されたため、当該団体を指定管理者の候補者とする。

候補者の評価内容

- ・施設の設置目的・趣旨に沿った管理運営方針を提案しており、利用者や入居団体のニーズ・要望を踏まえた運営が期待できる。
- ・障害者や高齢者を対象とした活動実績で培った理念やノウハウを活かした運営が期待できる。
- ・施設の利用者増加を図るための具体的手法を提案している。
- ・収支計画と事業計画について、整合性と実現可能性が高い。
- ・事業計画に沿った管理運営をするにあたって、人員体制や財務基盤で安定的な運営が見込まれる。

4 申請者数

1 団体

5 選定の方法

(1) 審査基準及び配点

○ 選定基準 ・審査基準	配点
1 県民の平等な利用が確保されること。 ・施設の設置目的及び県が示した管理の方針 ・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10
2 施設の効用を最大限に発揮すること。 ・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 ・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	25
3 施設の効率的な管理ができること。 ・施設の管理運営に係る経費の内容	30
4 施設の管理を適正かつ安定して行う能力を有していること。 ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 ・安定的な運営が可能となる人的能力 ・安定的な運営が可能となる経理的基盤 ・個人情報 の 適正 な 取 扱 い の 確 保 ・類似施設の運営実績	35
(合計)	100

(2) 審査方法

審査委員会において、審査基準に基づき、書類審査及びヒアリングによる審査を行った。

(3) 審査委員

委員長	一瀬 篤	(青森県健康福祉部長)
委員	成田 正行	(青森県健康福祉部次長)
委員	高杉 金之助	(青森県健康福祉部健康福祉政策課長)
委員	佐藤 裕幸	(青森県健康福祉部障害福祉課長)
委員	本間 昭夫	(社団法人青森県社会福祉士会会長)
委員	西谷 俊広	(公認会計士・税理士)
委員	白取 肇	(弘前福祉短期大学学長)

(4) 審査の経過

平成20年	6月	4日	第1回審査委員会 (審査基準等の決定)
平成20年	9月	8日	第2回審査委員会 (ヒアリング及び審査)